

外洋湘南 運営規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、**外洋湘南**(英文名称:Shonan Ocean Racing Club、略称 SORC)という。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を鎌倉市又は周辺に置く。

(目的)

第3条 この規則は、財団法人日本セーリング連盟(以下「JSAF」という)の加盟団体として、湘南水域の円滑な運営を図る為に定め、湘南水域における JSAF 外洋事業を実施することを目的とする。

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、湘南水域の会員(以下「会員」という)をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 常任委員 35名以内
(会長、副会長、会に属する評議員、フリースタイルキャプテンを含む。)
4. 監事 2名以内

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、常任委員及び監事は、代議員会において会員の中より選任する。ただし必要と認めるときは、会員以外から若干名に限り選任することができる。

2. フリースタイルキャプテンは、フリースタイル会議により選出し代議員会において選任し会長が任命する。
3. 常任委員又は監事に欠員が生じたときは常任委員会において選任する。この場合次の代議員会において承認を得るものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順位に従い会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
3. 常任委員は常任委員会を組織して、会の日常業務の運営に当たる。
4. 監事は、会の会計を監査し、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。ただし就任後第2回目の通常総会終了のときまで、任期を短縮し、または伸張するものとする。

(解任)

第9条 役員が次の各号の1に該当するときは、代議員会の議決を経て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他の役員たるに不適しい非行があると認められるとき。
- (3) 辞職を申し出たとき。

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、常任委員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第11条 常任委員会のもとに、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 海事思想普及委員会 (4) 安全委員会 (5) 計測委員会 (6) 帆走委員会 (7) 広報委員会 (8) 通信委員会 (9) 泊地対策委員会 (10) ルール委員会 (11) クルージング委員会

又、常任委員会のもとに必要に応じて、特別委員会をおくことができる。特別委員会は特定の事項を扱うために臨時に組織され、常任委員会の規定を準用されるが任期は2年以内とし再設置を妨げない。

(委員長及び委員の選任)

第12条 各委員会の委員長は、常任委員の互選に基き、会長が任命する。

2. 各委員会の委員は、常任委員会において会員の中から選任し、会長が任命する。
3. 各委員会には、必要に応じて委員長の任命した補助委員を置くことができる。

第13条 総務委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 会の事業及び企画に関すること。
- (2) 各委員会相互間の調整に関すること。
- (3) 儀式典札に関すること。
- (4) 会員の入会及び脱退に関すること。
- (5) 艇の登録に関すること。
- (6) 官公署、関係機関、関係団体等に対する申請、報告、折衝及び意見具申等に関すること。
- (7) 所掌事項に関し、JSAF との連絡及び JSAF への意見具申に関すること。
- (8) 会事務局を監督指示し補佐すること。
- (9) その他、他の委員会に属さないこと。

2 財務委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 各事業の収支に関すること。
- (2) 毎事業年度の決算及び予算の作成に関すること。
- (3) 会計に関し、JSAF との連絡及び意見具申に関すること。
- (4) その他、会計に関すること。

3 海事思想普及委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 海事思想普及のための企画及び実施に関すること。
- (2) 外洋帆走艇に関する知識の啓発、宣伝並びに技術指導に関すること。
- (3) 外洋帆走に必要な運用術及び航海術の向上並びに航行の安全と事故防止の為に講習会の開催に関すること。
- (4) JSAF 海事思想普及委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- (5) その他、海事思想普及に関すること。

4 安全委員会は、次の事項を扱う。

- (1) 特別規定検査の企画及び実施に関すること。
- (2) 外洋帆走に必要な運用術及び航海術の研究指導に関すること。
- (3) 外洋帆走に必要な気象、海象の調査研究及び指導に関すること。

- (4) 外洋帆走艇の船体及び、属具備品に関する研究、試作及び成果の発表に関すること。
- (5) 外洋帆走艇の事故の調査及び防止に関すること。
- (6) 外洋帆走艇の設計及び造船に関する指導に関すること。
- (7) JSAF 安全委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- (8) その他、安全に関すること。
- 5 計測委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 外洋帆走艇の計測の企画及び実施に関すること。
- (2) JSAF 計測委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- (3) その他、計測に関すること。
- 6 帆走委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 会の主催するレースの企画及び実施に関すること。
- (2) レースの褒賞に関すること。
- (3) JSAF 帆走委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- (4) その他、レースに関すること。
- 7 広報委員会は、次の事項を扱う
- (1) 会員に対する会報の発行に関すること
- (2) 会員以外に対する広報活動に関すること。
- (3) JSAF 会報委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- (4) その他、広報に関すること。
- 8 通信委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 外洋帆走艇の通信に関する調査研究、情報資料の収集に関すること。
- (2) 外洋帆走艇の通信機器の知識の啓発、宣伝並びに技術指導に関すること。
- (3) 通信に関する関係官庁への折衝並びに申請に関すること。
- (4) 通信に関する講習会の開催に関すること。
- (5) JSAF 通信委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- (6) その他、通信に関すること。
- 9 泊地対策委員会は、次の事項を扱う。
- (1) 外洋帆走艇の港湾泊地及び航路の調査研究、情報資料の収集に関すること。
- (2) 外洋帆走艇の停泊施設の保有及び共有に関すること。
- (3) 外洋帆走艇の泊地増成への協力に関すること。
- (4) 外洋帆走艇の泊地に関する関係官庁への折衝並びに申請に関すること。
- (5) JSAF 泊地対策委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- (6) その他、泊地に関すること。
- 10 ルール委員会は、次の事項を扱う。
- (1) レースルールの調査研究、情報資料等の収集に関すること。
- (2) レースルールの起案、廃案に関すること。
- (3) レースの審判に関すること。
- (4) レース委員会への連絡及び勧告に関すること。
- (5) JSAF ルール委員会との連絡及び意見具申に関すること。
- 11 クルージング委員会は、次の事項を行う。
- (1) クルージングのための企画及び実施に関すること。
- (2) JSAF、各外洋系加盟団体のクルージング委員会との連絡及び意見の具申に関すること。
- (3) その他、クルージングに関すること
- (フリートの設置)
- 第14条 本会に、事業の分担と、円滑なる運営及び会員相互の親睦を図るため、次のフリートを置く。(1) 葉山フリート (2) 江の島フリート (3) 下田フリート (4) 逗子フリート (5) 熱海・伊東フリート
- 2 フリートは、原則として一泊地を恒久的に基地とする登録艇に属する会員をもって構成する。
- 3 フリートキャプテンは、フリートを代表し統括する。
- 4 フリオートの設立、併合、廃止は、代議員会において決定する。又設立は5艇以上を原則とする。
- 第3章 会議
(種別)
- 第15条 会議は総会、代議員会、常任委員会とする。(総会)
- 第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は特別会員及び正会員の3分の1以上が総会の目的事項を記載した文書をもって請求したときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
- 4 総会を招集しようとするときは、開催日の10日前までに、会議の目的事項、日時及び場所を示した文書をもって、会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときには、直ちに付議することが出来る。
- (総会の議決事項)
- 第17条 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 会運営規則の変更。
- (2) 解散及び残余財産の処分。
- (3) 会代議員会において総会に付議された事項。
- (総会の定足数及び議決)
- 第18条 総会において、会員はそれぞれ1個の議決権を有する。
- 2 総会の議事は、法令または規則に別段の定めのある場合のほか、出席した会員の過半数の議決をもって、これを決し、可否同数の時は議長が決するところによる。
- 3 総会に出席することのできない会員は書面をもって、議決し、または他の出席者に議決権の代行を委任することができる。この場合は、その会員は出席したものとみなす。
- (議事録)

- 第19条 総会・代議員会及び常任委員会の議事については議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長が指名する書記が作成し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び書記が署名するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員数及びその出席者
 - (3) 議事の経過概要及びその結果。
- (常任委員会)
- 第20条 常任委員会は、会長が議長となり、常任委員をもって構成し、必要に応じて、他の会員を適宜出席せしめることができる。
- 2 常任委員会は、会の日常の業務の運営に当たり、次の事項を審議決定する。
- (1) 代議員会及び総会に提出する議案。
 - (2) 代議員会及び総会によって委任された事項。
 - (3) その他会の運営上、必要な事項。
- (常任委員会の招集)
- 第21条 常任委員会は、隔月1回の定例の他、会長が必要と認めるとき招集する。
- (常任委員会の定足数及び議決)
- 第22条 常任委員会は、審議事項に関係ある委員会の常任委員が出席しなければ当該事項を議決することはできない。
- 2 常任委員会に出席できない常任委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席常任委員に議決権の行使を委任することができる。この場合はその常任委員は、出席したものとみなす。
- (代議員会)
- 第23条 本会に代議員会を置く。
- 2 代議員会は本会選出代議員をもって組織する。
- (会代議員の選出)
- 第24条 代議員は会の各フリートを単位として選出する。その資格、定数並びに選出方法は別に定める選挙規則による。
- (代議員会の招集)
- 第25条 代議員会は毎年1回、会長がこれを招集し、議長となる。
- 2 会長が必要と認めるとき、又は代議員の3分の1以上が代議員会の目的事項を記載した文書をもって請求したときは、臨時代議員会を招集することができる。
- (役員の出席)
- 第26条 役員は代議員会に出席して意見を述べることができる。ただし表決に加わることができない。
- (代議員会の議決事項)
- 第27条 代議員会は、この会運営規則に規定するもののほか、次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画及び収支予算。
 - (2) 事業報告及び収支決算。
 - (3) 役員及び会選挙管理委員の選任。
 - (4) 総会に付議する事項。
- 2 代議員会は、代議員会において審議決定した事項を次の総会に報告するものとする。
- (規定の準用)
- 第28条 第16条第3項、同第4項及び第22条第1項、同第3項の規定は、代議員会に準用する。
- 2 第18条第2項の規定は、常任委員会および代議員会に準用する。

- 第4章 事務局
(事務局)
- 第29条 本会に事務局を設け、事務局員を置くことができる。
- 2 事務局員は会長が任免する。
 - 3 事務局員は、会長の命を受け、総務委員長の指示により事務に従事する。
- 第5章 会計
(事業年度)
- 第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
- (経費の支弁)
- 第31条 本会の経費は、会会員からの会費(会費、入会金、舟艇登録料)レース参加料、計測料、特別規定検査料、及び寄付金、その他の収入により支弁する。
- (臨時会費)
- 第32条 本会の運営上必要があるときは、代議員会の議決を経て、臨時会費を徴収することが出来る。
- (事業計画及び収支予算)
- 第33条 会長は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、代議員会に提出しなければならない。
- (事業報告及び収支計算書)
- 第34条 会長は毎事業年度経過後2ヶ月以内にその事業年度の事業報告書、財産目録、及び収支計算書を作成し、監事監査を経て代議員会に提出しなければならない。
- (剰余金の処分)
- 第35条 本会の毎事業年度の決算において、剰余金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。
- (会費納入規則)
- 第36条 本会会員の会費納入に関し、別に会費納入規則を設けることができる。
- 第6章 規則の変更及び会の解散
(規則の変更)
- 第37条 この規則は総会の議決を得なければ、変更することができない。
- (解散)
- 第38条 本会の解散は、総会において、会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。
- (残余財産の処分)
- 第39条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において会員の3分の2以上の議決を得た後、会長の許可を受けなければ処分することができない。
- 第6章 雑則

制定1999年02月16日
施行1999年04月01日
改定2006年06月01日

外洋湘南・会費納入規則

この規則は外洋湘南運営規則第 36 条にもとづく規則である。

1. 会員は、会費納入を“金融機関口座振替払い”とする。
2. 新入会員は“金融機関口座振替払い”書類を入会後 30 日以内に提出すること。
3. 両制度に応じない自己払い会員には、会費の一部として“自己払い会員事務処理加算金”を賦課する。この加算金の支払に応じなかった会員は、会費未納の取扱いとする。その加算金額は事務外注処理に必

要な金額を想定し、3000円とする。

4. “金融機関口座振替払い”で口座残高不足で振替実行不能会員および“自己払い会員”の会費納入期限はその年の3月末日とする。
5. この規則は1998年01月01日から施行し、変更は、常任委員会の議決を経て、代議員会の承認を得なければならない。

以上

財団法人日本セーリング連盟評議員候補者選出規則

財団法人日本セーリング連盟より、外洋湘南に対して当該連盟の評議員候補者1名の割り当てがあったときは、以下のとおり選出する。

第1条 財団法人日本セーリング連盟の評議員候補者として、外洋湘南の会長を選出する。

第2条 会長が評議員候補者となることができない場合、もしくは、評議員候補者とならない時は、会長は評議員候補者を推薦し、常任委員会及び代議員会の議決を得るものとする。

付則

- 1 この規則は外洋湘南の常任委員会および代議員会の承認を得た日から発効し、改定もこれに準ずる。

施行 平成16年1月12日

改定 平成18年6月 1日

以上

付記事項

- 外洋東京湾は東京湾内の全フリートと柏崎フリート、外洋三崎は諸磯・油壺と諸磯京急フリート、外洋三浦はシーボニア・小網代・佐島フリート、外洋湘南は葉山・逗子・江の島・熱海伊東・下田フリートで構成される。
 - これら新規則は旧関東支部との整合性をとり、各外洋加盟団体の会員間に無用な混乱を招かぬため、発足時、統一的に制定され、1998年11月までは各外洋加盟団体とも変更しない合意をしている。
-